

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく
公安委員会が指定する医師の指定に関する規則をここに公布する。
平成二十一年八月四日

岐阜県公安委員会
委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第九号
銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基
づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則

(指定)
第一条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」とい
う。）第四条の三第二項及び第十二条の三の規定により公安委員会が指定す
る医師（以下「指定医」という。）の指定は、次の各号の表の上欄に掲げる
指定区分ごとに、同表の中欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞ
れ同表の下欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

| 指定区分 | 診断の対象者 | 医師 |
|--------------------|---|--|
| 法第四条の三第二項の規定による指定医 | 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二に規定する認知症である者 | 上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 |
| 法第十二条の三の規定による指定医 | 法第五条第一項第三号の政令で定める病氣（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第八条第三号に定める病氣を除く。）にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項の精神保健指定医に指定されている医師 |
| | 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第八条第三号に定める病氣にかかっている者 | 上欄の病氣の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 |
| | 介護保険法第五条の二に規定する認知症である者 | 上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 |

(指定の告示)
第二条 指定医を指定したときは、その旨を告示するものとする。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

附則
この規則は、平成二十一年十二月四日から施行する。

附則
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する